

## 研修資料編

「児童・生徒を理解するための大切な視点」や  
「指導や支援のための具体策」を  
全ての教職員で共有するために、  
全員が主体的に考え、発言ができるような  
校内研修を工夫しましょう

さらに、児童・生徒指導を機能させるための  
大切な基盤となる  
「困ったときには相談し合えるような職場の雰囲気」を  
育てていきましょう。

## I 児童・生徒指導に関する 事例検討研修会のすすめ

### ねらい

- 児童・生徒指導の事例に関する検討会は、重要な校内研修の場と捉えることができます。教職員が集まり、様々な考えを出し合いながら、その事例を解決に導くための具体策を検討する過程において、児童・生徒指導の大切な「視点」について、多くのことを学びます。
- 教職員個々の経験に裏打ちされた「児童・生徒を理解するための大切な視点」や「指導や支援のための具体策」を全ての教職員で共有するために、事例検討会では、全員が主体的に考え、発言ができるよう実施方法を工夫しましょう。
- さらに、こうした校内研修を通して、児童・生徒指導を機能させるための大切な基盤となる「困ったときには相談し合えるような職場の雰囲気」を育てていきましょう。

### 研修の振り返り

(チェックリスト)

- 研修の成果を共有するために活用してください。

各自の振り返り → 演習グループ内で共有 → 研修の参加者全体で共有

#### <事例の背景を理解しようとする姿勢>

- 事例に関わる事実や状況を整理することができた。
- 事例を解決に導くために「必要な情報は何か」について考えることができた。
- 事例を複数の目で多面的・多角的に捉えることの大切さを実感することができた。
- 事例を解決に導くための具体的なヒントを見つけることができた。

#### <児童・生徒の気持ちに寄り添おうとする姿勢>

- 児童・生徒の気持ちに寄り添った前向きな目標を考えることができた。
- 児童・生徒の気持ちに寄り添った指導や支援の具体策を立案することができた。

#### <目標を達成するためのチームになろうとする姿勢>

- 事例検討会に「主体的に」参加することができた。
- 事例を解決に導くためには「協力体制をつくる」ことが大切だと実感できた。
- グループで共有した「指導や支援の具体策」を自身の教育実践の参考にしたい。
- 困ったときには「同僚に相談する」ことが大切だと実感できた。

#### <自由記述>

上記以外の新たな発見（具体的に記述してください。）

事例検討 1  
小学校事例

神奈川県教委「体罰防止ガイドライン」(H25)より

A教諭が担任している6年生のクラスは、このごろ授業中に私語が多くなってきました。質問をしても答えるのは一部の児童に限られ、まじめな行動を冷やかすような雰囲気になることがあるので、とても気になっていました。特に中心になっている児童Bは、授業中に大きな声で関係のない発言をして、他の児童もそれを笑っているようなところがあります。昨日は授業中に他の児童が手紙の回し合いをしていたので取り上げたところ、手紙を回したのは児童Bだったので注意をしました。毎日のように、クラスの雰囲気を乱す児童Bに対して「何とかしなければ」という思いが日に日に強くなっていました。算数の授業中、一人の児童が挙手をして答えましたが計算の間違いをしてしまいました。それを見た児童Bが、笑いながらバカにしたような発言をしました。そのことを注意したところ、児童Bは、後ろを向いて話をしていて、注意を聞こうとしません。その時…。

- (1) この後、A教諭は児童Bに対して、どのような対応をとれば良いでしょうか。  
また、その時には、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

バカにしたような発言をしたことに対して

注意を聞こうとしないことに対して

- (2) 児童Bは、なぜクラスの雰囲気を乱すような行動をとっていたのでしょうか。  
子どもの気持ちや本人の状況などを考えてみましょう。

- (3) このような児童に十分な対応をするためには、学校としてどのような児童・生徒指導体制を構築する必要があると考えますか。

I 教諭が担任している 5 年生のクラスは、このごろチャイムを守るなどのルールやマナーが守れず、落ち着かない雰囲気になってきていました。ほかのクラスと比べても、集会等でなかなか整列できず、I 教諭の指示が子どもに伝わっていないと感じることがありました。

専科の授業でもだらしない雰囲気が目立ってきたことを、専科の担当教員から指摘され、I 教諭は指導に悩んでいました。保護者からは「叩いてもいいので、しっかり指導して欲しい」と言われています。

そんな時、学年集会に遅れてきた児童に走って並ぶように注意したところ、児童 J がわざとゆっくり歩いてくるような態度をとったので、「しっかり指導しなければ」と感じた I 教諭は、児童 J の胸ぐらをつかみ、壁に押し当てて頭を叩きました。

- (1) I 教諭が体罰に及んでしまった背景を考えてみましょう。また、この事例と同じような状況があった場合、あなたなら、どのように対処・指導しますか。
  
- (2) 児童 J は、どうしてこのような行動をとったのでしょうか。子どもの気持ちになって考えてみましょう。
  
- (3) 学級担任の先生の行動は、他の児童にどのような影響を与えるでしょうか。
  
- (4) 児童 J の保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるでしょうか。
  
- (5) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

### 事例検討3 中学校事例

神奈川県教委「体罰防止ガイドライン」(H25)より

バスケットボール部の練習試合で、監督であるD教諭は、主将でありながら今日に限って動きの悪い生徒Cに対して、タイムアウトや休憩時間等を使い指示を出していましたが、生徒Cは聞き入れず、プレーに変化が見られませんでした。

D教諭は、練習試合終了後、生徒Cを体育館に一人残し、試合中の態度について話をしました。生徒Cは、自分の態度やプレーを反省せず、他の選手に関しての文句ばかりを言っていました。D教諭が、「やる気はあるのか!」と聞くと、生徒Cは「何で自分ばかりに言うのか。他の選手が悪いんだ。」と反論してきました。生徒Cの口の利き方や態度にカッとなった、その時…。

(1) D教諭は、練習試合の終了後、体育館で生徒Cと向き合って話をしているとき、どのような気持ちだったのでしょうか。

(2) あなたなら、次の場面や状況で生徒Cに対して指導を行う際に、どのようなことに留意しますか。

体育館で話をする場面では、

生徒Cの言動にカッとなってしまった状況では、

(3) 生徒CがD教諭に対して反抗的な態度をとったのは、なぜでしょうか。生徒の気持ちを考えてみましょう。

(4) このような生徒に十分な対応をするためには、学校としてどのような部活動指導に関する体制を構築する必要があると考えますか。

## 事例検討4 中学校事例

神奈川県教委「体罰防止ガイドライン」(H25)より

授業中にE教諭は、携帯電話をいじっている生徒Fに対して注意したが、生徒Fが注意を無視して携帯電話をいじっていたので、取り上げようとした。その際、生徒Fは、「他のやつも、いじってるじゃねーか。何で俺ばかり言うんだよ。」と反抗的な態度をとり、なかなか携帯電話を差し出さませんでした。E教諭が、無理矢理携帯電話を取り上げようとしたところ、興奮した生徒FがE教諭の胸を突いてきました。

その時…。生徒Fから少し離れようとしたが、なおも胸を突き、頭突きをするように頭を近づけてきたので、生徒Fの腕を振り払い、身体を押しえ込んで壁に押しつけました。

(1) E教諭は下線のような行動をとりましたが、この対応は体罰と考えられるでしょうか。また、どのような対応をしたら体罰になったでしょうか。「その時…」の後に続く対応を考えてください。

(2) このような事例が発生したときに、この他に対処しなければならないことは何でしょうか。

(3) 生徒FがE教諭に対して胸を突くという反抗的な行動をとってしまったのは、なぜでしょうか。生徒の気持ちを考えてみましょう。

(4) このような生徒に十分な対応をするためには、学校としてどのような生徒指導体制を構築する必要があると考えられますか。

K教諭は、昼休み、業者のトラックのために裏門の鍵を開けに行きました。すると、生徒が3階の廊下の窓から自分をバカにするような発言をしたのを聞きました。K教諭は、階段を駆け上がり、3階廊下の窓付近にいた3人の生徒に対して、発言をした者は申し出るように言いましたが、申し出る者はいませんでした。そのため、再度、1人ずつ問いたしましたが誰も申し出ず、さらにもう一度問いたしましたが、誰も答えませんでした。3名いる生徒のうち生徒Lが、話をしている間、ずっと横を向いていたので、耳を強く引っ張り、こちらを向くように注意しましたが、不服そうな表情をしていたので、頬を一回平手で叩きました。その後、3人にひと言注意して、職員室に戻りました。体罰があったという事実は、後日、生徒Lの母親からの申告で判明しました。

- (1) K教諭が体罰に及んでしまった過程での問題点は何でしょうか。また、どのように対処することが望ましく、それによって体罰を回避できたと考えますか？
  
- (2) 生徒Lは、どうしてこのような態度をしたのでしょうか。子どもの気持ちを考えてみましょう。
  
- (3) K教諭の行動は他の生徒にどのような影響を与えるでしょうか。
  
- (4) 生徒Lの保護者や体罰を知った他の保護者には、どのような影響を与えるでしょうか。
  
- (5) 体罰を未然に防止するためにできることは何でしょうか。

## 研修資料 「いじめかな?と思ったら」

このような相談が児童からありました。  
 担任のあなたは、いじめかな?と思ったら、どのように指導を行いますか。  
 「いじめ?」と気付いたときから「保護者連絡」までを検討しましょう。

### 【事例1】

うちのクラスの男子5~6人のグループで、休み時間にいつも教室でプロレスごっこをしている。1対1で交代しながら技をかけ合っていたみたいだけど、このごろAくんときだけ2~3人で攻撃していることがある。それにAくんが技をかけられることが多くなったみたい。一方的にやられていて苦しそうなときもある。今日も「プロレスごっこやろうぜ」ってAくんを誘っている。Aくんはへらへら笑いながら仲間に入ってるけど、なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

### 【事例2】

うちのクラスのBくんはいじられキャラ。授業中にちょっと外れたことを言うので「KYB」って呼ばれるようになった。はじめは私もおもしろくてみんなと一緒に笑ってたけど、このごろBくんが普通のことを言ってるのにクスクス笑う子が何人かいる。今日も授業中に一人の子が「KYB、なんかおもしろいこと言えよ。」って言った。Bくんは困った感じで黙ってた。その様子を見て笑ってた子もいたけど、私は笑えなかった。なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

### 【事例3】

うちのクラスのCさんはおとなしくてまじめなタイプ。掃除の時間もちゃんとまじめにやっている。掃除当番グループはほうきや雑巾、ごみ捨ての順番が曜日によって決まっているんだけど、気がつくといつもCさんが雑巾をやっている。今日は掃除当番グループの一人の子が「委員会があるからお願い」と言っておみ捨てまでCさんに頼んでいた。本当はごみ捨てしたって委員会に間に合うのに。その子は「Cさんはえらいね」ってニヤニヤしながら肩をたたいてた。なんか気になる。これっていじめじゃないのかな。

### 【事例4】

今日、朝教室に入って「おはよう」って言ったのに、誰も返事してくれなかった。なんか変な感じがしたけど聞こえなかったのかなって思って、別にそのままにしてた。1時間目が終わって、音楽室に行くとき仲良しのAに「今日リコーダー持って行くんだっけ?」って聞いたら、「さあ」って言って走って音楽室に行った。何?他の子たちもさっさと行ってしまった。みんなこっちを見ないようにしてるみたい。よそよそしい感じ。気のせい?無視されてる?なんか悲しい。

### 【事例5】

家が近くていつも一緒に帰る5人組。カバンを持つ遊びをしながら帰っているけど、だんだん楽しくなくなってきた。ジャンケンで負けたらみんなのカバンを持つっていうルールだけど、このごろ自分ばかりカバンを持ってる気がする。ジャンケンで自分が勝つと、あと出したとかなんだとか、いろいろ理由をつけて自分が持たされてるような。今日も「一緒に帰ろうぜ」って肩を組んできたけど、なんかいやな感じがする。気のせい?



【参考】神奈川県いじめ防止対策調査会「答申書」（平成30年3月）別紙2 より

\*注意 この資料の事例等は、主に高等学校を対象としています。

## II いじめに関する研修ツール

### ■「いじめに関する研修ツール」について■

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる問題として捉え、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

この「いじめに関する研修ツール」は、教職員一人ひとりが、いじめの定義やいじめの初期対応を正しく理解し、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応できる力を育てることを目的に作成しました。

最初に、参加者一人一人に、いじめという問題に対する認識や取り組み姿勢、日頃の取り組みについて、改めて自己点検を行っていただいた後、小グループでの話し合い、全体での話し合いを行う中で、参加者全員が共通の認識に至ることができるように工夫されています。

教職員が実際の「いじめ」問題に対応する場面を想定し、ケースに応じてどのように組織的に対応するのかというシミュレーションを実施する際に、この「いじめに関する研修ツール」をご活用ください。

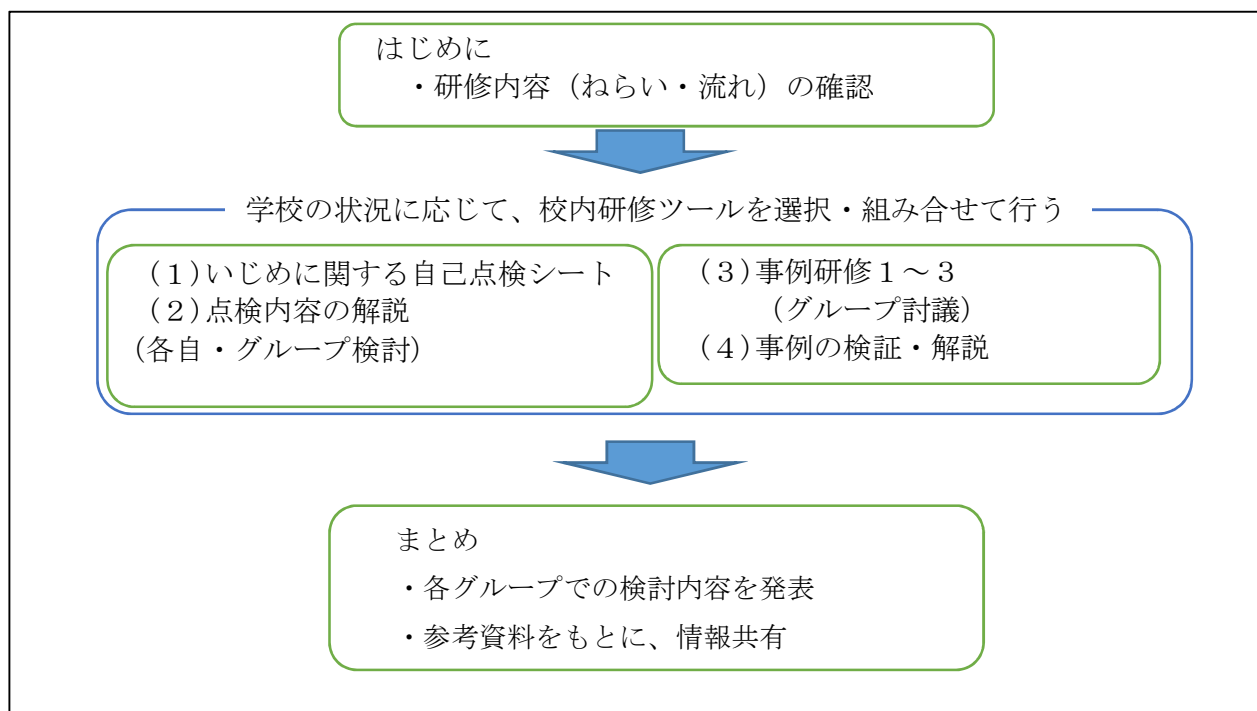
### ■研修会を始める前に準備すること■

この研修会に限った話ではありませんが、事前に次のことを行うと、より効果的な研修となります。

1. 年間計画に研修会を入れておく。
2. 研修目的を、管理職（代表者）と研修担当者で明らかにしておく。
3. 研修会の日程等（講師、時間等）を早めに参加者に周知しておく。

## 1. 研修方法のフローチャート

このページでは、各学校で集団的な研修を企画・実施する際の標準的な流れと取組み内容をチャートで示しました。確保できる研修時間や参加人数、会場の形態や外部講師の有無など、学校の状況に応じて、研修内容を組み立てるときの参考にしてください。



## 2. 研修ツール

### (1) いじめに関する自己点検シート

#### 目的

この「自己点検シート」は、いじめに対するあなたの考え方や感じ方、取組み方がどのような状態にあるのかを、あなた自身に振り返っていただくためのものです。個人の評定・評価を目的として行うためのものではありません。

#### 実施方法

- 回答欄には、「はい・いいえ」の2つしかありませんので、最近の自分の考え方や感じ方、取組み方に近い方を選んで答えてください。どちらの答えが正しいのかと考えるのではなく、あくまでも最近の自分の考え方や感じ方、取組み方に近い方を選んでください。
- 校内研修等の中で一斉に実施し、引き続きグループで話し合いをする素材として用いることを想定して作られています。自分の回答も踏まえ、普段から感じている疑問等を率直に出し合う機会にしてください。
- 最後に、「点検内容の解説」をお読みいただきます。今(最近)のあなたが、忘れかけていたり、見過ごしがちだったりしているのは、どのような点なのか、それらをどのように補っていけばよいのか等についてのヒントが書かれています。

## いじめに関する自己点検シート

### ア. 自己点検の実施

			分類
1	いじめを行った子どもに対する厳しい指導や、いじめられた子どもの人権を最優先する姿勢には、少し神経質過ぎないかと疑問を感じている	はい・いいえ	b
2	いじめとは、一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているものだと思う	はい・いいえ	a
3	いじめを見過ごさないよう、子どもの様子や会話にはふだんから注意を払っている	はい・いいえ	c
4	「これがいじめである」といった明確な定義や「いじめにはこう対応すべき」というマニュアルがないので、積極的に取組むことにためらいを感じている	はい・いいえ	b
5	いじめたり、いじめられたりする子どもは、大体決まっていると思う	はい・いいえ	a
6	いじめを見過ごさないよう、様々な場面（学校なら授業中、家庭なら団らん中など）でしっかり子どもを見ている	はい・いいえ	c
7	いじめはデリケートな問題なので、生徒指導（生活指導や児童指導等を含む）担当の教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を持った者に任せた方がよいと感じている	はい・いいえ	b
8	いじめられる子どもにも、原因があると思う	はい・いいえ	a
9	いじめが起きないようにという点からも、「ダメなことはダメ」という指導を行っている	はい・いいえ	c
10	いじめ対策には学校としての組織的な対応や体制づくりが必要なものであって、個々の教師や保護者に多くを期待されても困ると感じている	はい・いいえ	b
11	いじめが起きたときにきちんと指導していれば、再発することはないと思う	はい・いいえ	a
12	いじめが起きないようにという点からも、ふだんから子どもとの信頼関係を作るようにしている	はい・いいえ	c
13	自分たちで問題を解決できる子どもに育てることも大切なので、いじめについても大人があれこれ口を出そうとするのはどうかと感じている	はい・いいえ	b
14	いじめが本当に深刻なら、保護者や教師に訴えてくるものだと思う	はい・いいえ	a
15	いじめが起きないようにという点からも、ふだんからゆったりした気持ちで子どもに接するようにしている	はい・いいえ	c
16	子ども同士のトラブルに周囲の大人が過敏に反応すると、かえってエスカレートしたりするので、余り深刻な問題として騒がない方がよいのではないかと感じている	はい・いいえ	b
17	子どもというのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思う	はい・いいえ	a
18	日ごろの授業を大切にしていることが、いじめの防止にも役立つと思う	はい・いいえ	c
19	いじめは大人の目が届かない所で行われる事が多く、インターネットや携帯電話を用いたいじめなどは学校外で起きているので、家庭や学校に多くを期待されても困ると感じている	はい・いいえ	b

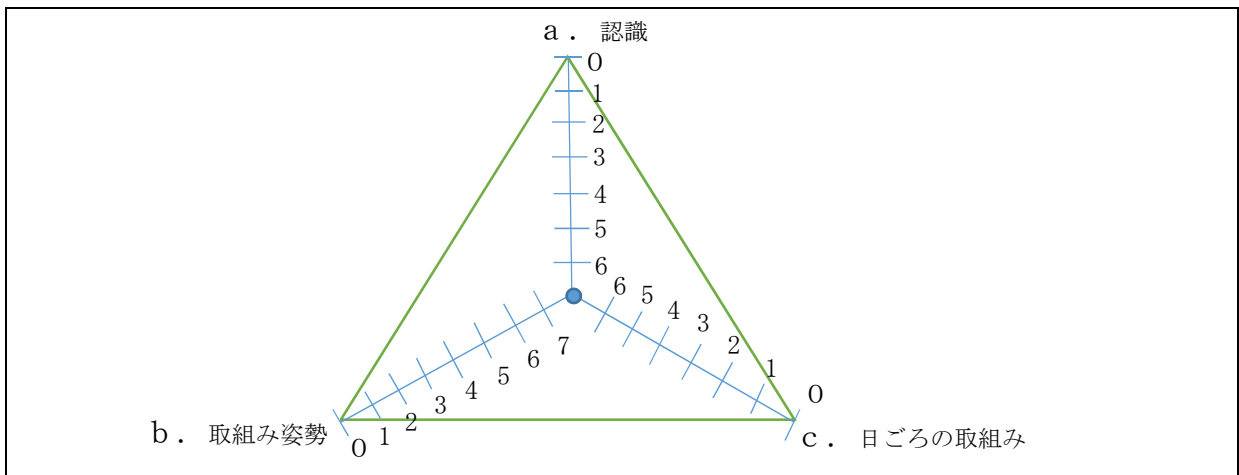
[参考] 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール」より

イ. 自己点検の整理

あなたの回答結果を、a～cの分類別にチェックしてください。

分類		○の個数
a.	いじめという問題に対する認識 「はい」に○が付いている質問番号は ( 2・5・8・11・14・17 ) ⇒解説の164ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
b.	いじめという問題に対する取組み姿勢 「はい」に○が付いている質問番号は ( 1・4・7・10・13・16・19 ) ⇒解説の166ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
c.	いじめという問題に対する日ごろの取組み 「いいえ」に○が付いている質問番号は ( 3・6・9・12・15・18 ) ⇒解説の168ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
d.	上記のa.～c. いずれも○が付かなかった ⇒解説の169ページをお読みいただき、適宜、他の場所もお読みください。	

a～cの○の数をそれぞれの軸上にプロットし、直線で結んだ三角形の大きさを他の人と比べてみてください。



ウ. 小グループでの話し合い

エ. 全体会 (情報共有)

## (2) 点検内容の解説

[参考] 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール」より

### a. いじめという問題に対する認識

これらの質問は、いじめについて誤った理解をしていないか、いじめに対する思い込みがないか、いじめを減らしていく上で妨げになる考え方をしていないか、等について点検していただくためのものです。「はい」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような認識が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

#### いじめの定義

2. → いじめとは「当該児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。
- ・ 以前は、文部科学省の調査において、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされていました。しかし、平成18年度より上記とほぼ同じ定義に改められ、法制定後は上記を用いています。
  - ・ これは、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断できるようにと改められたものです。
  - ・ いじめには、相手が拒否できないことを見越して、執ように繰り返されたり、大勢で特定の個人を標的にしたりするものがあります。その一方、互いが納得しているように見えたり、互いにやり合っているように見えたり、軽いふざけにしか見えないものもありますから、注意が必要です。

#### いじめの当事者

5. → いじめを行う子ども、いじめられる子どもは、決まっているわけではない。
- ・ いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」のイメージも根強いのですが、実際には、思いがけない子どもが大きくかかわっている事例も少なくありません。いじめは、大人のみから見て「気になる子」だけの問題ではないのです。
  - ・ 特定の同じ子どもだけが繰り返し被害に遭ったり、反対に被害を与えたりという問題ではありませんので、一部の子どもにのみ注意を払ってあげればよい、その都度指導していけばよい、という姿勢であっては後手に回ることにもなりかねません。
  - ・ 平成8年に出された文部大臣の緊急アピールにもあるとおり、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という姿勢に立ってください。そして、まずは「未然防止」の取り組みを行いましょ。
8. → いじめは、どんな理由があっても「いじめは人権侵害であり、許されない」という毅然とした姿勢を示すことが重要です。

### いじめの指導

11. → 一度、徹底的に指導をしたからといっても、その効果がいつまでも継続するとは限らない。

- ・ いじめの指導は、学級や学年といった単位で実施されるのが一般的でしょう。その時点でいじめの当事者であった子どもには、その指導はそれなりの効果を持つでしょう。しかし、数箇月後もその効果は継続するとは限りません。ましてや、その時点でいじめの当事者ではなかった子どもには、せつかくの指導も伝わっていないかもしれません。
- ・ いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行うことが望ましい理由の一つは、状況が変われば、誰もが簡単に加害者・被害者になりうる問題だからです。

### 相談のきっかけ

14. → 保護者や教師に相談できないからこそ、いじめが深刻な問題になる。

- ・ いじめの被害者の多くは、被害の事実を大人や友人に相談することをためらいます。なぜなら、他人に知られたくない秘密を理由にいじめられていたり、いじめられていること自体を恥ずかしいと感じていたりするからです。
- ・ また、保護者や教師を心配させたくない、悲しませたくない、がっかりさせたくない等の気持ちから被害を告げない場合もありますし、他人に相談したことが知れて一層ひどいいじめを受けることになるのではないかと恐れる場合もあります。
- ・ その結果、いじめが収まるまで自分が耐えていけばよいと考えた挙げ句、耐え切れなくなって自殺を選ぶ子どもまでいるのです。

### 日ごろの指導や対応

17. → いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである。

- ・ 人の成長の過程で、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいでしょうか。少なくとも、いじめによって成長する等の言動によって加害者の行為を容認することは許されません。結果的に、被害経験をプラスに転じることができる場合があっても、いじめを肯定しているかのような言動は慎むべきでしょう。

## b. いじめという問題に対する取組み姿勢

これらの質問は、いじめの解消に向けて積極的に取組むことを、ためらわせたり、迷わせたりするような事柄を点検していただくためのものです。「はい」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取組む上でどのような姿勢が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

### いじめへの対応の基本認識

1. → いじめは人間として絶対に許されない、という強い認識を持つ。
  - ・ あからさまな暴力と比べると、教師によって評価や対応が異なることが多いのがいじめの特徴です。しかし、大人の側の認識や見解に温度差があればあるほど、いじめの加害者を勇気付けることとなります。
  - ・ また、加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことという姿勢をしっかりと示していくことが求められます。

### 職員のチームワーク

4. → いじめに関する疑問や迷いは、法に基づいて学校に設置されたいじめ対策の「組織」に投げかけ、学校全体で共有するようにする。
7. → 教育相談やカウンセリング等の専門的な知識がなくとも、できること・すべきことはある。
10. → 学校の体制づくりは大切であるが、それが実際に働くには、教職員相互の共通認識や保護者の理解、それらに裏打ちされた個々の行動が不可欠である。
  - ・ 気になることや迷うことがあったら、自分だけで抱え込まずに、すみやかに「組織」に報告・相談しましょう。同じように迷っている同僚や保護者がいるかもしれません。認識の共有、行動の一元化につながるという点で、そうした報告や相談も、十分に積極的な行動と言えます。
  - ・ また、不適切と思われる行為に対して「良くない」「好ましくない」という個人のメッセージをその場で伝えることは、専門的な知識やマニュアルがなくとも可能です。
  - ・ 自分に「できること」、自分が「すべきと思うこと」は、他の教職員や他の保護者にも伝え、一緒にやってもらいましょう。学校に対策のための「組織」があるからと言って指示を待つだけではなく、自分にできることをやっていく、他の保護者や他の教職員との共通の認識と目標の下に自分の役割を遂行していく、という姿勢が大切です。

### 適切な対応

13. → **子どもの発達段階に応じて、適切な介入を行うのは当然のことである。**

- ・ 子どもたち自身で適切に問題が解決できるためには、その基盤となる価値観や互いを尊重する態度等がきちんと育っているかどうかの問題になります。そうした視点に立って、年齢にふさわしい心が育っているかどうかを問い直してください。
- ・ また、そうした点が十分だと思われる場合であっても、社会経験の乏しい子どもが時に誤った結論を導き出すこともあります。子どもの「自立性を育てる」ということは、単なる「放任」とは異なります。必要に応じて大人が介入していくことに対して、ためらう必要はありません。まして、それが人命にかかわることであったり、人権にかかわるようなものであったりする場合には、なおさらです。

### 日ごろの指導や対応

16. → 「いじり」「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に変質していくこともあります。子ども同士の小さなトラブルであっても、敏感過ぎるくらいの気持ちが大切である。

- ・ いじめの問題に対して、「敏感になり過ぎ」ということはありません。それは「いたずらに騒ぎ立てる」ということとは別のことです。
- ・ 教師がいじめに対してふだんから毅然とした姿勢を示していくことは、とりわけ重要なことです。そうした姿勢を茶化す子どもがいた場合には、強くたしなめる必要があります。「物分かりがよい」振りをしたり、子どもに迎合したりすることがあってはなりません。

19. → **学校や家庭にできること、学校や家庭から始めていくべきことがある。**

- ・ 携帯電話やスマホ、通信機能のついたゲーム機を用いたいじめを学校が発見したり、削除したりということを、学校の力だけで行っていくことには限界があります。そうしたいじめの被害に遭った子どもや家庭にとっては、なおさらです。
- ・ インターネットを媒介とするような「見えにくい」形のいじめは、これからも続いていくことでしょう。学校が被害者と一緒に教育委員会や専門家の力を借りるなどして、いじめの解消に向けて取り組むことが大切です。
- ・ その一方で、子どもが加害者にならないように、学校で「情報モラル教育」を行うこと、家庭で子どもの携帯電話やスマホ、ゲーム機器の使用について監督・指導することが大切です。



### c. いじめという問題に対する日ごろの取組み

これらの質問は、様々な場面におけるいじめに対する取組みがなされているかどうかを点検していただくためのものです。「いいえ」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に対し、日ごろからどのような取組みが必要になるのかを考える際の参考にしてください。

#### 日ごろの指導や対応

3. → 子どもの様子や会話には注意を払う。
6. → 授業中や団らん中も、しっかりと子どもの様子を見る。
9. → 「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行う。
12. → 子どもとの信頼関係を作る。
15. → ゆったりした気持ちで子どもに接する。
18. → 日ごろの授業を大切に（してもらう）。
  - ・ 楽しい授業、分かる授業は一人ひとりの子どもの知的要求を満足させるだけでなく、子ども同士の関わりや他者との関わり、体験を通じての新しい発見や視野の広がりをもたらし、いじめの防止につながります。
  - ・ いじめに対する取組みというと、何か特別な手法があるかのように思うかも知れません。しかしながら、いじめに対する「特効薬」とも言うべき取組みは、存在しないと言ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の働きかけを通して、子どもたちを健全な大人へと育て上げていく「未然防止」の取組みにほかなりません。そして、何か気になる変化があれば、速やかに報告し、学校としての「早期対応」につなげます。
  - ・ そうした取組みを進める際の第一歩として、上に挙げたようなことを日ごろから心掛けているかどうかを、まず点検してください。その上で、不十分な点があった場合には、その取組みがいじめを減らす取組みとしても有効であることを自覚し、意識的に実行するようにしてください。
  - ・ いじめに向かわないで済むような子どもに成長させること、他者を傷付けたいという欲求を子どもが抱かなくてもよいように日ごろから充実した家庭生活や学校生活を送らせることなど、子どもの心を育てていくような、社会性を育てていくような取組みが重要です。
  - ・ もし、上に書かれたことをどのように実行していけばよいのか自信がない場合には、他の教職員・保護者に尋ねてみてはいかがでしょうか。同僚や保護者とともに、取組みを進めていきましょう。

d. a.～c.のいずれも○が付かなかった場合

いじめに対する認識、取組み姿勢、実際の取組み

- あなたのいじめに対する認識、取組み姿勢、実際の取組みには、特に指摘すべき問題点はないようです。
- しかし、自分では十分に取り組んでいるつもりでも、子どもにそれがうまく伝わっていないかも知れません。さらには、予想もつかないような形のいじめが起きないとも限りません。
- また、あなた自身はうまく対応できていたとしても、あなた一人で対応できる子どもには限りがあります。いじめを減らしていくためには、他の教職員・保護者にもあなたと同じような認識や姿勢を持ってもらい、同じような取組みを行ってもらう必要があります。
- 自校の「学校いじめ防止基本方針」を、「形だけのもの」で終わらせることなく、「未然防止」や「早期対応」に資するものになるよう、他の教職員・保護者にも働き掛けつつ、学校や家庭の取組みがきちんと成り立つよう、全体にも目を配りながら、御自分の取組みを進めていってください。

### (3) 事例研修 (グループ検討)

#### ア. 【事例1】

##### 【いじめの概要】

- 生徒Aは、おとなしく口数の少ない生徒であった。クラスの中では、いつも生徒3人(生徒B、生徒C、生徒D)と一緒にいることが多く、いつもふざけあっていた。
- ある時、プロレスごっこと称して、生徒B、生徒C、生徒Dが、生徒Aに対し、一方的にプロレスの技をかけたり、上に乗ったりしているのを、担任が見かけた。気になった担任がAに声をかけると、「大丈夫です。プロレスごっこで遊んでいるだけです。」と答えが返ってきた。また、生徒Aが少し痛がっている様子があったが、生徒B、生徒C、生徒Dがすぐに生徒Aに「ごめん」と謝罪したこともあり、担任は問題解決したと思い、安心した。この件は同僚等に相談していなかった。
- 生徒Aは同様の遊び(いじめ)が続くかもしれないという恐怖心から、欠席が続いた。生徒Aの様子気になった学級担任は家庭に連絡し、生徒Aからいじめの訴えを聞いた。
- その後、担任は生徒B、生徒C、生徒Dを呼び、聞き取りを行った。生徒Aに対し、プロレスの技をかけていたり、上に乗ったりしていたことは認めていたが、「プロレスの技をかけると、Aは嫌がっていなかった。いやだったら、断ればよかったのに」と言っていた。3名ともAに対し、いじめているという意識はなかった。
- 翌日、生徒Bの保護者から学校へ連絡が入り、「うちの子は、生徒Aとは仲良く遊んでいただけである。先日、生徒Aへの謝罪も済んでいる。なのになぜいじめを行ったと疑うのか」と訴えがあった。

A. ここまでの学校の対応について検討し、問題点を挙げてください

B. この後の学校の対応について検討してください

イ. 【事例2】

【いじめの概要】

- 朝のホームルームの後、生徒Aより「クラスの生徒2人（生徒B、生徒C）が私の方を見て、こそこそと話をしたり、笑ったり、話しかけても無視される。廊下ですれ違うときに、からかわれたりする。生徒B、生徒Cの2人からいじめられているので、教室にいるのがつらい」と学級担任に訴えがあった。
- 数日後、生徒Aから再度訴えがあったので、学級担任は生徒Aから詳しく話を聞いた。
- その日の放課後、学級担任は教室で生徒B、生徒Cから話を聞いた。生徒B、生徒Cは「Aのうわさ話をしたが、無視していない、ちょっとからかっただけで、生徒Aも喜んでいるように見え、つらい思いをしているとは思ってもいなかった。Aをいじめてはいない。」と答えた。学級担任は、学年リーダー及び管理職に状況を報告した。
- 学校はすぐに「いじめ対策会議」を開き、情報共有を行った。担任は、生徒Aの保護者に事実関係を伝えるとともに、生徒Aを見守り、しばらくの間様子を見ることを伝えた。
- 数日後、生徒Aの保護者から、「状況が変わっていない。子どもが学校でいじめられていることを担任に話したのに、学校は何もしてくれない。」と訴えがあった。

A. ここまでの学校の対応について検討し、問題点を挙げてください

B. この後の学校の対応について検討してください

ウ. 【事例3】

【いじめの概要】

- 生徒Aと生徒Bは同じ部活動に所属していた。ある時、生徒BはSNS上で生徒Aを誹謗・中傷した。また、生徒Aの氏名などの個人情報も掲載した。
- その後、生徒Aへの誹謗・中傷の内容や氏名などの個人情報がSNS上で拡散した。
- SNS上の書き込みを知った生徒Aは大変ショックを受け、部活動顧問に相談したことによりいじめが発覚した。
- 部活動顧問は生徒Aの聞き取りを行った。その中で、生徒Bが書き込んだ内容も確認した。
- 部活動顧問は、すぐに生徒指導担当に報告した。
- 生徒指導担当は、管理職に相談し、緊急に「いじめ対策会議」を開き、今後の方針を検討した。

A. 「いじめ対策会議」において、今後の対応として検討する内容を挙げてください

(SNS上の不適切な書き込みへの対処)

(生徒Bへの対応)

(生徒Aへの対応)

(全校生徒への対応)

(その他)

B. SNS上のいじめについて、再発防止に向けた学校の取組みについて、何ができるか検討してください

#### (4) 事例の検証・解説

ア.【事例1】いじめを行った生徒・保護者からいじめを正当化しているケース

##### ●事例のポイント

- 問題を教職員が一人で抱え込み、組織的対応ができていない
- いじめられた生徒が登校できない状態となり、早急な対応が必要

##### ①初期対応での問題点

- 生徒Aの「大丈夫」「何でもない」という言葉を鵜呑みにすることなく、その場の様子や言動などから見極める必要があります。(いじめられている子どもは、いじめられているという事実を認めたくない、保護者に心配させたくないという思いが働くことも踏まえ、引き続き声をかけるなどの対応が必要です。) また、時には、養護教諭やスクールカウンセラー等担任以外の教職員が話を聞くことが必要な場合があります。
- クラスの状況を担任が一人で抱え込み、対応が遅れたことで事態が深刻になる場合があります。複数の教職員で情報共有を行い、組織的に対応することが重要です。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断とすることはできません。今回、3名の生徒が生徒Aに対し謝罪したことで、問題が解決したとはせずに、引き続き十分な観察を行い、折に触れて声をかけ、些細な変化を見逃さないようにすることが大切です。

##### ②組織的な対応

- 学校は担任からいじめの疑いがあると報告を受けた場合は、速やかに「いじめ対策会議」を開き、情報を共有して今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。
- いじめられた生徒の欠席が続いていることから、生徒が一日でも早く登校できるよう支援体制を検討し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら対応していくことが重要です。

##### ③いじめを行った生徒・保護者への対応

- 3人とも、遊びの延長ととらえていますが、いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為であるということをしっかり指導し、相手がいやだと表情に表さなくても、いやな思いをしているかもしれないなど、相手の気持ちを考えさせる指導を心がけることで、生徒Aの立場や思いを理解させていくことが大切です。今後の生徒Aへの接し方についても、具体的な指導を行うことが必要です。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に変質していくこと、「いじめは絶対にゆるされない」行為であるということを毅然とした態度で示し、事の重大さを認識してもらうとともに、家庭での指導や協力を依頼することが必要です。

##### ④いじめられた生徒・保護者への対応

- 生徒がいじめにより登校できなくなっていることを心配していると伝えただけで、生徒が安心して学校生活を送れるように、学校、保護者と協力しながら支援していく姿勢を示すことが重要です。また、身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを親身に聞くとともに、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、進めていく必要があります。
- 保護者へは、継続して連携を取りながら、子どもの変化に注意してもらい、気になることがあれば相談するように伝える必要があります。

イ. 【事例2】 生徒からいじめの訴えがあったが、いじめたとされる生徒がいじめを認めないケース

●事例のポイント

- 学校の初期対応が遅れ、いじめを受けた生徒の保護者へ不信感を与えた
- いじめを行った生徒に「いじめ」という言葉を使わない指導

①初期対応での問題点

- 生徒Aからのいじめの訴えに対して、早急に対応することが重要です。まず、いじめを受けている生徒の話をしっかり聞き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受け止め、いじめを受けている生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝えることが大切です。
- 生徒からの聞き取りを行う際は、複数の教職員で対応し、情報共有することが大切です。
- 保護者に連絡した際に、生徒Aを見守り、しばらくの間、様子を見ることとしたことを伝えましたが、学校の指導方針や生徒Aへの支援方法を伝えていないことで、学校は何もしていないという不信感を与えてしまいました。

②組織的な対応

- 学校は「いじめ対策会議」を開き、情報の共有と今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。

③いじめを行った生徒・保護者への対応

- 2人とも、無視はしていない、ちょっとからかっただけ、生徒Aも喜んでいるように見え、つらい思いをしているとは考えられなかったと訴えています。相手がいやだと表情に表さなくても、いやな思いをしていることがあります。「いじめ」という言葉を使わなくても、相手の受け取り方を考える、相手の気持ちを考える等丁寧な指導を心がけることで、生徒Aの立場や思いを理解させていくことが大切です。今後の生徒Aへの接し方についても、具体的な指導を行うことも必要です。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、ちょっとした「からかい」であっても、相手を傷つけてしまう可能性があることを伝え、保護者の理解を得ることが必要です。

④いじめられた生徒・保護者への対応

- 身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを受け止めるとともに、ケース会議等を行い、組織的な対応が必要です。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、登校しやすい環境等も含め、支援を進めていく必要もあります。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、学校の指導方針と生徒Aへの支援方法を丁寧に説明することが大切です。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、引き続き経過観察をし、再発防止に努め、全職員で情報を共有することが大切です。

## ウ.【事例3】SNS上のいじめのケース

### ●事例のポイント

- 個人情報拡散への早急な対応
- 再発防止に向けた取組み

#### ①組織的な対応

- 学校は「いじめ対策会議」を開き、情報を共有して今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。
- SNS上の誹謗・中傷の内容や氏名などの個人情報の書き込み状況を確認した場合は、その画面をデジタルカメラで撮影する、またはスクリーンショット等を利用して、保存しておくことが必要です。
- インターネット上のいじめは、不特定多数の者から、特定の生徒に対する誹謗・中傷が絶え間なく行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻になる場合があります。インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工や複製が容易にできることから、一度個人情報や画像がネット上に流出すると、回収や削除等をするのは難しいことを踏まえ、迅速な対応を図るとともに、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。誹謗・中傷の書き込みや、個人情報の流出を発見した場合は、早急にサイトの「お問合せ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡することが重要です。
- 書き込みを削除できた場合でも、他のサイトに転載されていたりする場合があるため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。

#### ②いじめを行った生徒の対応

- SNS上等に誹謗・中傷を書き込むことは、決して許される行為でないことを指導する必要があります。ただし、最初に誹謗・中傷を書き込んだ生徒自身がいじめを受けていて、その仕返しとして行ったということも考えられることから、安易にいじめを行ったと決め付けず、「いじめ」が起こった背景や事情についても丁寧に調べるのが大切です。

#### ③いじめられた生徒の対応

- 身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを親身に聞くとともに、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、進めていく必要もあります。

#### ④全校生徒への対応

- インターネット上のいじめを防止するため、情報等の授業や携帯電話教室等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。



(参考資料) いじめの定義、いじめに対する基本認識、インターネット上のいじめの対応について

(1) いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

※ いじめの認知に関しては、「自分より弱いものに対して一方的に」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢させられたりするなど意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - ・ 冷やかしたり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる

## (2) いじめに対する基本認識

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われています。

教職員が以下の①から⑥までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要です。

- ① いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである

## (3) インターネット上のいじめの対応

### ① 「インターネットネット上のいじめ」の特徴

「インターネットネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

「インターネットネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「インターネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「インターネットネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「インターネットネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「インターネットネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組みを行っていく必要があります。

## ②未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。また、情報科の授業を通して、情報モラル教育の充実や携帯電話教室等を活用した広報啓発活動の推進も重要です。

## ③早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除する措置をとります。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求めます。

※誹謗・中傷の書き込みや、個人情報の流出を発見した場合は、早急にサイトの「お問合せ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡することが重要です。

### 生徒への対応

#### ○いじめられた生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた生徒を守り通すことが重要です。

#### ○いじめた生徒への対応

いじめた生徒自身がいじめを受けていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要です。

また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められます。

#### ○全校生徒への対応

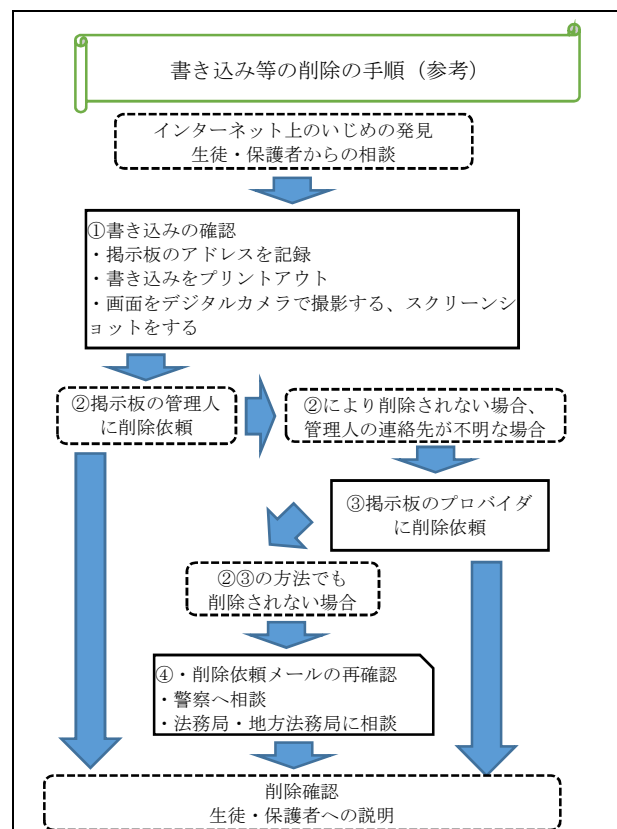
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

### 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

## ④事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。



#### (4) いじめ早期発見シート

学校生活では、様々な場面で、子どもたちからのサインをキャッチすることが大切です。いじめられている子どもに見られる特徴的な行動パターンに照らし合わせて、教職員の気づきの参考にしてください。

<b>いじめ早期発見シート</b>	
<b>1. 登校時・朝のホームルーム時</b>	<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が増える。 <input type="checkbox"/> 保健室や非常口等にいることが多い。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、表情が冴えない。笑顔がない。 <input type="checkbox"/> 上履きや体操服等の持ち物がなくなることがある。 <input type="checkbox"/> 教職員と目線を合わせようとしない（目線をさけている）。 <input type="checkbox"/> 用事もない様子なのに、職員室のそばに来る。
<b>2. 授業時間</b>	<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。 <input type="checkbox"/> 一人で遅れて教室へ入ってくるが多い。 <input type="checkbox"/> 授業開始時、机上や机の周りに学用品が散乱したり、持ち物に落書きされたりしている。 <input type="checkbox"/> 発言すると笑いや冷やかし、はやし立てがある。または、真似をする。 <input type="checkbox"/> ふざけ半分で委員や係りを推薦されたことがある。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低くなり、低迷している。 <input type="checkbox"/> 体育の授業での激しいプレーによる特定の生徒への接触行為が目立つ。 <input type="checkbox"/> 不自然に机の距離が離れている。
<b>3. 昼食時・休み時間</b>	<input type="checkbox"/> 図書室や非常階段などで一人きりで食べている。 <input type="checkbox"/> 弁当の中身が食べられている。 <input type="checkbox"/> 飲食物を買わされる。 <input type="checkbox"/> グループの中にいるが、絡まれることが多く、笑顔がない。または、作り笑いをしている。 <input type="checkbox"/> 不快なあだ名で呼ばれている。
<b>4. 下校・放課後</b>	<input type="checkbox"/> 荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動が休みがちになる。 <input type="checkbox"/> 衣服に汚れや破れがみられる。

#### 参考文献

- いじめ問題に関する取組み事例集（H19. 2 文部科学省）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（H20. 11 文部科学省）
- 事例から学ぶいじめ対応集（H21. 3 奈良県教育委員会）
- 事例からつかむ対応のポイント（H22. 2 茨城県）
- 一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして[IV]総集編（H24. 4 川崎市教育委員会）
- 校内研修ツール より一層の生徒理解をめざして（H24. 10 神奈川県教育委員会）
- 学校のいじめ初期対応のポイント（H25. 3 神奈川県教育委員会）
- いじめ問題対応マニュアル（H25. 5 大分県教育委員会）
- いじめに関する研修ツール VER. 2（H27. 7 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- いじめ対応の手引（H29. 3 宮城県教育委員会）
- いじめ対応マニュアル（H29 兵庫県教育委員会）

## 引用・参考文献

### <文部科学省>

- ・「生徒指導提要」(H22)
- ・「小・中学校学習指導要領 解説」(H29)
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(H21)
- ・「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」株式会社エフ・エー・ブイ(文科省委託)

### <国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター>

- ・「生徒指導リーフ」1～21(H24～H27)
- ・「生徒指導リーフ増刊号」1(H25)、2(H26)
- ・「子どもの社会性が育つ『異年齢の交流活動』」(H23)
- ・「どのように策定・実施したら『学校いじめ防止基本方針』は実効性のあるものになるのか？」(H28)

### <他の教育委員会>

- ・「生徒指導ハンドブック～豊かな心を育むために」高知県教育委員会(H26)
- ・「授業が変わる生徒が輝く」岩手県教育委員会(H17)
- ・「児童生徒理解とチーム支援のための事例検討研修」長野県総合教育センター

### <神奈川県教育委員会>

- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」(H20)
- ・「神奈川県不登校対策検討委員会報告書」(H21)
- ・「神奈川県不登校対策検討委員会報告書・最終版」(H23)
- ・「体罰防止ガイドライン」(H25)
- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」(H25)
- ・「県立学校生徒指導ハンドブック」(H25改訂)
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2」(H25)
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」(H25)
- ・「すべての児童が充実した学校生活を送るために～学級運営の改善に向けて～」(H27)
- ・「県立高等学校スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」(H27)

- ・「スクールカウンセラー業務ガイドライン」(H28改訂)
- ・「小学校学級経営充実のための子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」(H29改訂)
- ・「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」(H29 神奈川県学校・フリースクール等連携協議会)
- ・「児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組み事例集」(H29)

### <神奈川県立総合教育センター>

- ・「学校ができる教員ができる不登校の未然防止」(H24)
- ・「高等学校生徒指導研修ガイドブック」(H25改訂)
- ・「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」(H29)
- ・「いじめのない学校づくりのために」(H26)



神奈川県

ともに進める 新子

神奈川県教育委員会 教育局 支援部 子ども教育支援課

〒231-8509

横浜市中区日本大通 33

電話 (045) 210-1111 (代表) 内線 8217

平成 30 年 6 月 発行